

**令和5年度 第1回 外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会
議事概要**

日 時：令和5（2023）年10月12日（木）10:00～12:10

場 所：オンライン会議

検討委員：

- | | |
|-----------|---|
| 池田 透 | 北海道大学大学院文学研究院 教授 |
| ○石井 実 | 大阪府立大学 名誉教授（地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長） |
| 磯崎 博司 | 岩手大学 名誉教授 |
| 片岡 友美 | 認定 NPO 法人生態工房 理事長 |
| 五箇 公一 | 国立研究開発法人国立環境研究所 生態リスク評価対策研究室長 |
| 藤原 宣夫 | 大阪公立大学大学院農学研究科 教授 |
| 中井 克樹 | 滋賀県立琵琶湖博物館 特別研究員 |
| 早川 泰弘 | 日本植物防疫協会 理事長 |
| WoW キツネザル | 環境系エンターテイナー |
| 亘 悠哉 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
野生動物研究領域鳥獣生態研究室 主任研究員 |
- （※ 五十音順、敬称略、○は座長）

【議事概要】

（1）外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会の設置について

<資料説明>

資料 1-1 外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会の設置について

資料 1-2 外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会設置要綱（案）

- ・ 検討会の設置について、一同異議なし。
- ・ 検討会の座長に石井委員が選出された。
- ・ 検討内容及びスケジュールについて、一同異議なし。

（2）外来種被害防止行動計画の見直しの方向性について

○1. 外来種被害防止行動計画の進捗状況及び課題について **【確認事項】**

<資料説明>

資料 2-1-1 外来種被害防止行動計画の概要

資料 2-1-2 外来種被害防止行動計画の目標達成等の状況及び課題について

別紙 外来種被害防止行動計画の目標達成等の状況について（概要）

<意見等>

- ・行動計画の目標達成状況の評価は、おおむね達成とのことだが、計画を実行した効果を評価するシステムを取り入れる必要がある。早期対策が重要だが、十分に対応ができていないと思われる。また、低密度化や根絶等も難しいとのことだ。その現状を認識して行動計画の検討を行う必要がある。(亘委員)
 - ・根絶事例もいくつか出てきているが、広域分布種についてはまだまだ成果が出ていない。それを踏まえて、段階を経てそれぞれ違う戦略も考えていく必要がある。(池田委員)
 - ・主体の役割について、それぞれの行動主体の役割は書かれているが、その連携や、仕組み、フロー図が記載されていない。それは今後検討すべき課題だと思う。(池田委員)
 - ・外来種という言葉の意味はまだ浸透していないと思われる。日本では外来種の被害に注目が集まり、普通の種がどのような形で外来種になっていくのかのプロセスが全く理解されていないように思う。外来種については様々な用語があり、それらを分かりやすく整理する必要がある。(池田委員)
 - ・一般の方に外来種という言葉・概念を理解してもらうためには、生物多様性、生態系などといった基礎的な部分を飛ばして話を進めてはならない。実際に子供たちの中には、外来種＝悪と偏った認識をしている者や、国内外来種が分からない者もいる。外来種を語るなら、自然教育が重要である。また、外来種認知度アンケートの対象は誰なのか詳しく知りたいと感じた。さまざまな立場で見方や認知度合いも違うため、それを把握することで適切な普及啓発の検討につなげることができるであろう。(WoW キツネザル委員)
- 行動計画に、基礎となる生態系や生物多様性についての普及啓発が重要であることについて、文言を加えることを検討する。(環境省)

○2. 外来種対策をめぐる近年の事情について 【報告事項】

<資料説明>

資料2-2 外来種対策をめぐる近年の事情について

<補足>

- ・IPBES の第三章のコーディネートリードオナーサーとして参加し、9月に出たばかりのSPM (政策決定者向け要約)にも携わった。この作業は49か国の86人で4年半かけて行い、検討文献13,000本以上に上る。現時点で侵略的外来種に関して行われた最も包括的な評価と言えるであろう。例えば、資料2-2のp.3にある被害コスト総額はデータベース内で、ギャップ補正しつつ出した結果である。最初は侵略的外来種の評価において、種そのものをターゲットにしていたが、外来種の善悪理論は世界中で起こっている実情もある。よって、SPMはどのように普通種が侵略的外来種になっていくか、そのプロセスを理解してもらう方向性をとった。我々の生活に必要な不可欠な外来種もあり、すべての外来種を否定するわけではない。環境に定着、拡散し、影響を与える種が出てくること

問題であり、そのプロセスを理解してもらうのが真の理解につながると思う。その方向性になったことは良いことだと思っている。今後は IPBES の報告をどのように社会に定着させるかが問題であり、行動計画にも盛り込んでいきたい。(池田委員)

<意見等>

- ・資料 2-2 に学会や業界の動きを入れていただき良かった。例えば、日本緑化工学会は外来種を広げた原因にもなったが、それを反省し、様々な対策を打ち出している。今年になり、生物多様性に配慮した緑化植物の取扱いに関するガイドライン 2023 を出しているため、情報として加えていただきたい。特に、緑化植物の移動による遺伝子攪乱について触れている。そのような事情も理解いただけると幸い。(藤原委員)

○3. 外来種被害防止行動計画の見直しの方向性について 【検討事項】

<資料説明>

資料 2-3 外来種被害防止行動計画の見直しの方向性について (案)

別紙 1 外来種被害防止行動計画の見直しの方向性 (案)

別紙 2 外来種被害防止行動計画 目標・目的・行動指針 見直しの要点

<意見等>

- ・枠組みの大枠については賛成 (一同)

○行動計画の目標の見直しの方向性について

- ・昆明・モントリオール生物多様性枠組で設定された個別目標ターゲット 6 について、侵略的外来種の導入率及び定着率を 2030 年までに 50%以上削減する目標値はどのような数値か。これが具体的にどのような数値で目標化されていくのか。また、達成可能なのか。(池田委員、中井委員、藤原委員)

→生物多様性国家戦略や生物多様性枠組の具体的なアクションの中で、なるべく効果や状態を測ることができる定量的な目標を可能な限り設定する流れがあり、今回の行動計画を、その大きな動きを踏まえたアクションプランとして見直すものである。この目標は昆明・モントリオール生物多様性枠組に記載されたものをそのまま利用したものであり、その評価方法も枠組のレビューメカニズムに従いたいところであるが、当該レビューメカニズム自体が今後の COP などで順次詰めていくこととなっているため、その国際場裡の議論も参考に、日本独自で評価方法を設定していく必要があると思われる。(環境省)

→50%という数値目標の評価方法はこれから検討していけばよい。具体的には分布面積を半分に減らす、分布拡大速度を半減させるなど、対策結果が見える化できていることが重要である。これまでの外来種対策はそこが欠落しており、精神論的な部分で防除が進められてきた反省もあり、今回数値化する目標を立てたことは評価する。(五箇委員)

- ・50%削減達成のために行動指針があるという見せ方はストレート過ぎると感じた。さまざまな立場の方が見る場合に、目標①②を見据えて取り組んでくれというのも実感が湧かないのではないか。例えば、防除を実施した経験はないが、今後実施することを検討している地方公共団体などは、目標達成についての主要行動にも目標があり、基盤的行動にも目標があり、基盤的行動が主要行動を下支えするものではあるという構造の理解が難しいだろう。少なくとも基盤的行動において目標達成を目指すなど、もう少し細やかな見せ方を工夫して欲しい。(片岡委員)

→数値目標①②を達成のみならず、「2023年ネイチャーポジティブへの貢献」のように、数値目標の達成を通じて目指すべきところを明示するよう考えていきたい。(環境省)
- ・資料3・p.3の侵略的外来種リストのカテゴリ区分について。定着予防ができず、定着初期になってしまうと何も対策されなくなる。実際に、総合対策外来種は被害の程度で分けられている一方で、定着初期個体群はまだ被害を出していない状態であり、この図では定着初期の個体群がどこにも属さないことになってしまうのではないか。定着初期個体群の対策をすることは予防原則として非常に重要な取組であるため、再検討願いたい。(亘委員)

→侵略的外来種リストも今般改定するため、本件について検討いただくこととする。(環境省)
- ・現在審議している行動計画は必ずしも、外来生物法に限定されない特性がある。行動計画と基本方針について、特に基本方針に含まれていない部分など異なる個所を明確にして欲しい。例えば、リストカテゴリの「産業管理外来種」との関わりについて、行動計画では具体的に示すべきではないか。また、法の対象範囲との関係で限定されているが、海の沿岸部の取扱い、沿岸部分で行き来している生態系的に一まとまりになっている様な場所において、内水だけに限定するのか明記すべきではないか。(磯崎委員)

→産業管理外来種及び海の沿岸部の取扱いについても検討する。(環境省)
- ・防除の優先度について、地方公共団体の優先順位は特定外来生物の指定状況に限定しないと書かれていることから、地方公共団体ごとに優先順位を決める必要が出てくる。優先順位を決めるためには科学的知見等も必要であるが、自治体側にその体制がないことが問題である。行動計画では決め方、考え方、計画策定等について支援する文言を記載すべきではないか。(磯崎委員)

→今年度から地方公共団体に外来種対策のための交付金事業を行っており、それによって優先順位付けや外来種の生息調査、防除ができるように交付金を出している。それをどのように反映できるか検討する。(環境省)

○行動指針の見直しの方向性について

- ・現場では、自治体は何していいかわからない。それぞれの役割を明確にして、交付金事業ができたことは良いことであるが、国→都道府県→市町村への具体的な方向性を明確に見せるようにしていただきたい。(池田委員)

- ・最近の SNS で環境保全の意見を持つ層と、無関心あるいは外来種容認の意見を持つ層の分断軋轢が可視化されていて、それは社会的にも問題があると考えている。行動計画ではモラルの観点から考え方について言及していただきたい。(WoW キツネザル委員)
→SNS におけるそのような実態も踏まえ、検討したい。(環境省)
- ・国内由来の外来種への対応及び同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応が改定案では侵略的外来種の導入の防止(予防)に組み込まれることになり、トーンダウンしているような印象を受けた。(藤原委員)
→トーンダウンしているわけではないため、見せ方は工夫する。(環境省)

○その他

- ・文書スタイルとボリュームについて。行動計画にもかかわらずコラムなどが含まれており、文書スタイルが白書や報告書に近い。また、総ページ数が 116 ページと長すぎる。行動計画として多くの人に読んでもらうためには、本文は要点を絞って簡潔にすべき。(早川委員)
→コラムを入れるかについても含めて、分かりやすく読んでもらえる工夫の観点から、本文のボリューム減や見せ方の工夫など検討する。(環境省)
- ・次の会議では文案が用意され、それについての議論になるのか、それとも骨子を議論するのか。また、附帯決議の内容に対処しなければならない案件も含まれていることから、行動計画にも記述していただきたい。(中井委員)
→文案は第 3 回で出す予定。第 2 回は資料 2-3 別紙 2 のグレーの空白の部分の部分を埋めたもの、及び、柱ごとの行動指針について素案に近いものをお見せできればと思っており、それについてご議論いただきたい。附帯決議の内容を盛り込むことについては検討したい。(環境省)

○4. その他(論点以外の部分)

<質疑>

- ・外来種問題の背景には、地球温暖化や土地改変、グローバリゼーションなどの問題がある。外来種が増えにくい環境を包括的に創成することが課題であることは環境省として意識して欲しい。国際貢献、国際連携は基本的に重要で、グローバルな対策なくして、外来種問題の根本的な解決はない。G7 で外来種という言葉が挙げられ、対策について共同声明が出されたことは画期的だ。この機を逃がさず、具体的に日本がどうリードしていくか、どのような国際連携をしていくか考えて欲しい。外来種対策は経済を守る生命線でもあり、国際貿易における非関税障壁にもなりかねないため、日本のような貿易国は自国の安全保障、経済の観点でも意識していただきたい。(五箇委員)
- ・外来種対策全般に対して被害や生息数といった情報はよく発信されているように思われる一方で、市民の協力が非常に重要であるという観点から、なぜ対策に至っていないのか、何が足りないのか(人材、資金、情報など)といった指針を多くの方の目に留まるよう

に掲載できると良いと感じた。それによって、実際に前向きに外来種対策を行いたい方が的確に活躍できるようになる効果もあるであろう。(WoW キツネザル委員)

- ・改正外来生物法で国民の責務が追加されたことで、見つけた人が何をしたらいけないのか、何をすべきか、一般の人がすぐ分かるような形で知らせる必要がある。非意図的な場所での発見や身近な場所での発見には、一般の人たちの協力は欠かせない。また、欧米では一般の人がワンストップで外来生物を見つけたことを知らせる情報システムがあるようだが、そのようなプラットフォームの中で適切な対応について周知する仕組みも検討いただきたい。(磯崎委員)

→外来生物への適切な対応について、個々のものを逐一明記することは難しいが、例えばアメリカザリガニやアカミミガメであれば、生涯飼育が生態系への被害を軽減することにつながるといったことを書き込めるとよいと考えている。(環境省)

- ・普及啓発、人材育成の中で、他国に比べて大学等の高等教育に外来種問題のカリキュラムを入れていないことが、将来の人材確保に大きな問題だと感じているので検討いただきたい。(池田委員)
- ・行動計画には、環境省、農水省、国交省の三者が入っていることで、産業管理外来種について対策が進んできたと思うが、次のステップに進むに当たって、可能であれば、例えば、文部科学省にも参加いただける可能性についても検討していただきたい。(片岡委員)
- ・関西自然保護機構が出している雑誌(地域自然史と保全)に、様々な自然保護活動への参加意欲や人気程度を判定した論文が掲載されていた。一番人気がない保護活動は外来種駆除だった。特に女性に人気がないようだ。独自に関西地方のNPOのリストから環境保護活動を設立目的にしている団体へアンケートしたところ、外来種駆除の経験がほとんどないようで、今後もやるつもりがないようだ。動機や技術がないとのことだったため、技術提供等を支援することが課題かと感じた。(藤原委員)

以上